令和 元 年　　月　　日

参議院議長　伊 達 忠 一　　殿

消費者に過重負担を強いる消費税に係る二重課税回避に関する陳情

陳情者　氏名

住所　〒

消費者に過重負担を強いる消費税に係る二重課税回避に関する陳情

一　陳情要旨

消費税法の施行以来、「価格に消費税率を乗じる額」が消費税と称されており、価格は、原材料、製造、輸送、取引販売などに係る間接消費税が含まれるので、価格に消費税率を乗じるのは二重課税である。

納税義務者が税務署に申告・納付する消費税額は消費税法の規定に従って計算され国税は確保されるが、その計算式に価格×消費税率の額（外消費税）を代入できないので外消費税は国税でない。

商品等の売り手の事業者が買手の需要者に外消費税の支払いを求めるのは法律に定めが無いので日本国憲法第３０条の条規に反する行為であり、憲法第３０条の違憲行為及び消費税に係る二重課税を回避する所要の措置を講じることを陳情する。

二　陳情事項

１　日本国憲法第９８条の条規に照らし、取引において「価格×消費税率」（外消費税）の授受を容認する拠りどころにしている「消費税転嫁対策特別措置法」の失効の期日を待たずに無効にすること。

２　消費税法第６３条の規定中「専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。」の字句を削除すること。

３　消費税を転嫁するときの価格は消費税を含まない価格とし、価格に消費税を転嫁する計算は、間接消費税抜価格に消費税率を乗じた額を加算する計算式（間接消費税抜価格＋間接消費税抜価格×消費税率）を周知すること。